

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するための経営の意思決定の効率性を確保したコーポレート・ガバナンスの構築が重要課題と認識し取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高岡 伸夫	2,090,956	16.90
株式会社タカオカ興産	850,000	6.90
タカショー社員持株会	516,360	4.20
株式会社紀陽銀行	242,560	2.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	194,320	1.60
橋本総業株式会社	169,500	1.40
高岡 淳子	135,500	1.10
吉田 茂雄	122,600	1.00
高岡 マサエ	116,006	0.90
浅川 文明	116,000	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期 1 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 5 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 拓幸	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 拓幸	○	山田公認会計士事務所 代表	公認会計士として長年の経験と見識から、当社の経営に対し、客観的な立場から適切な助言をいただけるものとして選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツの連携状況につきましては、中間決算ならびに期末決算におけるリスクマネジメントやコンプライアンスについて意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)														
氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮尾文也	税理士													
嶋津裕介	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮尾文也		宮尾文也税理士事務所 代表	創業時期より当社会計を担当し、理解度が高く、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任しております。
嶋津裕介		弁護士法人栄光 栄光総合法律事務所 所属	弁護士として法律に関する理解度が高く、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しているため、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成24年1月期の取締役を支払った報酬の総額は131,565千円、監査役に対しては9,084千円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役の職務を日常的に補助する使用人はおりませんが、必要に応じて監査業務をサポートするため監査役スタッフを置く可能性があります。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の意見を尊重し取締役会にて決定いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督につきましては、取締役および監査役と共に、現在8名の執行役員が取締役会の指名により選任されており、取締役会が決定した会社の方針および代表取締役の指示に基づき、責任者として所轄業務執行に携わっております。
報酬決定につきましては、株主総会にて決議された範囲内で取締役については取締役会、監査役については監査役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日の設定は、集中日と想定される日よりも早期に開催するよう、取り組んでおります。
その他	毎年株主総会終了後、当社役員と株主様と懇親会を開催し、当社役員へ株主様から直接ご意見を伺える機会を設けております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回個人投資家説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ 投資家情報コーナーに「財務諸表」「事業報告書」「IRリリース」等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループにおける行動規範に規定しております。
------------------------------	--------------------------

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1.取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を取締役・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部監査グループは、管理部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- 2.取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書または、電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時閲覧できるものとする。
- 3.損失の危機の管理に関する規程及びその他体制
リスク管理を統括する部門を設置し、組織横断的にリスク管理体制の構築及び運用をおこなう。
- 4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対して職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当責任者は「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に準拠し、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。総括責任者である代表取締役は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、各部門責任者に対して定期的に報告させるとともに、効率的に職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。
- 5.当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団における内部統制システムを構築していくとともに、グループ各社間の取引等については、各社の自主性を尊重し、適切に行うほか、グループ各社間の連携を密にしております。
- 6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の規模から当面は監査役の職務を補助すべき使用人を置かない。但し、内部監査室は監査役からの調査の委嘱を受けた場合、監査役の職務を補助するものとする。
- 7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損額を及ぼす恐れがある事実を発見した時、または、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役に報告する。
- 8.その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会はもとより経営会議、営業会議等の主要会議へ出席する。
- 9.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社は反社会的勢力との関係遮断はコンプライアンスの点だけでなく、企業防衛の観点からも重要との認識に立ち、「行動規範」において「私たちは、反社会的勢力とは断固として対決します。」と明文化しております。また、所管警察ならびに弁護士等の外部機関との連携体制を構築し、組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

✓その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

